

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 18 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から55年3月まで

私は、昭和55年の結婚を契機に、妻と同時に国民年金に加入した。その時、市の窓口の女性職員に、今まで国民年金に加入していなかったことを話したところ、その職員から、10年間さかのぼって保険料を納付できるとの説明を受けたので、同年5月ごろに、妻がさかのぼって保険料を納付した。一括納付は、少ししんどく思ったが、当時、自営の仕事を請け負っていて、将来も国民年金であることは分かっていたので、納付することにした。ただ、もし7年間さかのぼったとしても、大学を卒業した人と同じ期間の納付ができるとも思ったこともあり、さかのぼって保険料を納付した期間が7年分だったか、申立期間の全部だったかは、はっきり覚えていない。

しかし、手元にあった現金と預金から引き出して、妻が、市役所の窓口でさかのぼって保険料を納付したので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までについては、申立人は、申立期間後、保険料の未納が無い上、申立人が55年の結婚を契機に国民年金に加入したというきっかけや、申立人の妻が同年に申立人の保険料をさかのぼって納付したという動機に不自然さは見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、さかのぼって保険料を納付した際にもらった領収書は白い紙で横長(長さはハガキを2枚並べた長さより少し短く、幅はハガキと同じくらい)であったとしているところ、その大きさは、申立人が保険料を納付したとしている昭和55年当時に使用されていた過年度納付に係る領収書の大きさ(おおむね縦9cm、横21cm)

とほぼ一致する上、申立人名義に係る金融機関の口座取引履歴により、申立期間直後の昭和 55 年度分の申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料は、3 か月ごとに口座振替により納付されていることが確認できることから、申立人の妻が記憶している領収書は、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間に係る保険料を過年度納付した際の領収書と考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月から 53 年 3 月までについては、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付した際にもらった領収書は 1 枚であったとしているが、市によると、過年度納付分、特例納付分とそれぞれ納付書を分けて発行していたとしており、申立期間すべての保険料を納付した際に発行される領収書は 2 枚以上となり、申立人の妻の記憶と相違する上、過年度納付した場合の保険料月額単価は、53 年 4 月から 54 年 3 月までは 2,730 円、54 年 4 月から 55 年 3 月までは 3,300 円であり、特例納付した場合の保険料月額単価（4,000 円）よりも低額であるところ、市によると、被保険者に有利な納付方法を勧めていたとしていることから、申立人の妻が納付した保険料は過年度納付分と考えるのが自然である。

また、申立人の妻が、さかのぼって申立人の保険料を納付したとする国民年金保険料額は曖昧である上、さかのぼって納付したとする期間についても明確ではない。

さらに、申立人の妻が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から平成元年10月まで

私は、35歳のときに、役所からはがきで今加入しないと25年の期間が満たされないと知らされ、国民年金に加入した。昭和58年10月、学費等でお金があることが重なり、いったん国民年金保険料の納付を中止した。

その後、昭和61年4月ごろ、以前から自宅で開いている店の経営が順調で、収入も105万円をゆうに超えていたので、夫の扶養に入ることができず、また、ちょうどその当時、国民年金制度が新たにされたことを新聞報道で知り、これをきっかけとして再度国民年金に加入しなければならないと考え、私は市役所で国民年金の再加入の手続を行い、保険料を納付した。

ところが、ねんきん特別便で、ちょうど私が付加年金の納付を開始した平成元年11月以前の昭和61年4月から平成元年10月までの期間について、保険料を納付しているのに未納期間とされていることを知って驚いた。

さらに、年金手帳の氏名の記載について、以前は通称名のAとしていたが、公的な手帳であるため、戸籍と一致した氏名とすべきものと考えて、平成元年2月23日に市役所で、これをBに訂正する手続を行った。訂正日は年金記録では未納とされている期間であるが、保険料を納付しているからこそ、わざわざ氏名の訂正手続に出向いたものである。

確定申告書の写しは地震で失ってしまったが、納付した保険料は申告すれば税金の控除が受けられることも承知しており、申告もしていた。

申立期間については保険料を納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年10月までの期間については、

市が保管する収滞納一覧表によると、申立人に対し、当該期間に係る納付書が発行されていた旨の記録が確認できる上、申立人は、平成元年2月23日に市役所において、年金手帳の氏名の記載について、以前は通称名のAとしていたが、公的な手帳であるため、戸籍と一致した氏名とすべきものと考えて、これをBに訂正する手続を行ったとしているところ、申立人が所持する年金手帳によると、上記の訂正手続を行っていることが確認でき、当該期間を未納としながら、手帳の氏名訂正手続のみを行ったと考えることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和61年4月から63年3月までの期間について、申立人は、58年10月に任意加入の被保険者資格を喪失後、61年4月に国民年金の再加入の手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、上記の収滞納一覧表によると、申立人の第1号被保険者資格については、第1号被保険者の制度が開始された同年4月にさかのぼって取得させる異動処理を平成元年3月に行った記録が確認できる上、当該期間については納付書が発行されたことをうかがわせる記録は確認できない。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで
② 昭和41年12月から43年3月まで

私は、昭和4年*月*日にA家に生まれたが、出生後、父親の兄の兵隊友達であるB家の養女となった。その後、33年に結婚したが、養父母の猛反対を押し切った結婚でもあり、うまくいかず生家のA家へもどった。A家の実父は、結婚について養父母が猛反対していたことなどについて知っていたため、生家へ戻った時、「もしもの時のために最初からおまえの年金をかけておいた。これからは自分でかけていくように」と言って年金手帳を渡してくれた。当時、C市で不祥事が発覚した事件があり、実父が市の仕事をしていたこともあって、「念のため、お前の年金についても確認しておくように」と言ったので、その年金手帳を持って同市の支所で納付を確認したことを覚えている。その際、手帳に押印があるのに3か月が未納とされていたことが分かった。ずいぶん長い時間かかって調べていたようで、結局年金手帳にその押印があるため、納付が認められたが、その時、年金記録にとっても不信感を覚えた。その後、年金手帳が2冊あるから1冊にまとめますと言って、最初の年金手帳が回収された。

実父は、私が不幸になっていくのを見て、申し訳なかったと手をついて謝ってくれ、その償いのためにもあって年金をかけておいたんだと私に言ってくれた。私を大切に育ててくれた養父母にも感謝しているが、そのように私の事を思ってくれていた実父にも、感謝している。だから、私が住民票を移していなかったから、実際に年金を納付していても認められないと回答されても、納付できない。父が私に償ってくれた好意も、真実も、無になってしまっているなんて考えられない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうちの昭和41年12月から42年6月までの期間については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年9月に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者原票によると、申立人の資格取得日が、同記号番号の払出しと同時期の同年7月31日といったん記載されていること（後日、36年4月1日に訂正）が確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認される。したがって、この時点では、当該期間の大部分は保険料を納付できない期間となる上、申立人には、当該期間の保険料をさかのぼって一括して納付したとする記憶も無い。

また、申立人は、その実父が昭和36年4月ごろにC市で申立人の加入手続きを行ったとしているが、申立人は当時の住所がD市であったとしており、申立人の実父がC市で申立人の加入手続きを行えたとは考え難い上、36年4月ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその実父が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②のうち、昭和42年7月から43年3月までの期間については、上記のとおり、42年7月ごろに加入手続きを行ったものと推認され、加入手続きを行ったにもかかわらず、加入直後の当該期間（9か月）の保険料を納付しないことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年4月まで
申立期間については、年金手帳に検認印があり、国民年金保険料を納付しているが、ねんきん特別便ではこの期間が未納期間とされている。
また、その期間の国民年金保険料が還付されたようになっているが、その当時は無職であり、なぜ還付されたのか納付できない。
保険料が還付されたこと自体が誤りなので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間に係る印紙検認記録欄（手帳の左側のページ）には、昭和42年1月24日及び同年6月2日に市で保険料が納付された旨の検認印がみられ、申立期間については、保険料がいったん納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、昭和39年8月29日資格取得、42年1月1日資格喪失とされているが、社会保険事務所が保管する還付整理簿によると、39年8月から42年4月までの期間の国民年金保険料が還付されていることが確認でき、事実と異なる期間について還付手続が行われたことが認められることから、当該期間については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、申立期間において、妻とともに店を営んでいた。Aという女性の集金人が国民年金の加入を勧めに来たので、妻と一緒に毎月国民年金保険料を納付し続けてきた。

しかし、社会保険庁から送られてきた「ねんきん特別便」では、申立期間の私の年金記録のみが未納とされている。妻の国民年金保険料は納付済みとされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年12月に夫婦連番で払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については、過年度納付が可能な期間である上、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間について申立人の妻は納付済みとなっていることが確認でき、申立人の申立期間の12か月のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月27日から同年2月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A丸における資格取得日（20年2月1日）に係る記録を20年1月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月6日から同年9月1日までの期間、21年3月30日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月1日までの期間について、船員保険被保険者であったことが認められることから、A丸における資格喪失日（20年8月6日）に係る記録を20年9月1日に、B丸における資格取得日（21年4月1日）に係る記録を21年3月30日にそれぞれ訂正するとともに、B丸における資格喪失日（21年5月1日）及び資格取得日（同年10月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年8月は220円、21年3月は250円、同年5月から同年9月までは750円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月27日から同年2月1日まで
② 昭和20年8月6日から21年3月30日まで
③ 昭和21年3月30日から同年4月1日まで
④ 昭和21年5月1日から同年10月1日まで

私の夫は、昭和20年1月27日からC社のA丸に海軍徴用により乗船、同年7月*日、米軍に撃沈され、漂流した後、同年8月14日に帰宅した。また、D社のB丸に21年3月30日から乗船し、学校に入学するまで継続して乗船していた。20年4月からは予備船員も船員保険に加入していたはずであり、申立期間には何らかの形で乗船していたはずなので、被保険者期間とするよう記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて

行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人の妻は、自身及び申立人が作成したとする乗船記録及びメモ（以下「乗船メモ」という。）の記載内容を根拠として、申立人が継続してA丸に乗船し、船員保険の被保険者であったはずであると申し立てているが、社会保険庁が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、昭和20年2月1日資格取得、同年8月6日資格喪失とされており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、厚生労働省社会・援護局から提出された申立人に係る海軍履歴によると、申立人は、昭和20年1月27日にA丸に乗船（乙船員）嘱託を命じられ、部内限泰任官待遇を受け、同年8月31日に嘱託を解かれたことが確認できる。

また、社会保険事務局が保管するA丸の被保険者名簿を見ると、船名の上には「E社」の記載があることから、同船については、E社において被保険者資格の得喪手続をとっていたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、A丸に乗船し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA丸に係る昭和20年2月の上記被保険者台帳の記録から、150円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（E社）は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 また、申立期間②のうち、昭和20年8月6日から同月31日までの期間については、上記1のとおり、申立人が海軍の徴用を受けていた期間であることが確認できるところ、軍に徴用されている者については、同年4月1日以降、当時の船員保険法第60条の2の規定により、船員保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入することとされている。

したがって、申立人が海軍に徴用されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって徴収する権利が消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間であると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は昭和20年9月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA丸に係る昭和20年7月の社会保険事務局の記録から、220円とすることが妥当である。

- 3 さらに、申立期間③及び④については、申立人の妻から提出された申立人の船員手帳（海運局において昭和21年1月14日付け再交付）により、申立人は21年3月30日から22年7月18日までB丸に乗船していたことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、21年4月1日資格取得、同年5月1日資格喪失の後、同年10月1日に再度資格取得とされており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、社会保険事務局が保管する船員保険被保険者名簿を見ると、申立人については、資格取得日及び資格喪失日の欄は空白になっており、備考欄に「21.10.1」、「22.10.11」と記載されているのみである。これについて、同局の担当者は、「この日付は資格の得喪日ではなく、標準報酬月額を変更した処理日と思われる。前後の記録から判断して、申立人は、この日付の時点では既に被保険者であったと推認され、オンライン記録の被保険者期間（昭和21年4月1日から同年5月1日まで）は、資格得喪日が不明であったため、便宜的に『21年4月1日』を取得日として、『21年5月1日』を喪失日として入力したとも考えられる。」と供述している。さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳を見ても、当該オンライン記録に相当する記録は無いことから、年金記録の管理は適切であったとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④を含む昭和21年3月30日から22年7月18日までの期間について、B丸において船員保険被保険者であったと認められる。

また、申立期間③及び④の標準報酬月額については、申立人のB丸に係る昭和21年10月の社会保険事務局の記録から、同年3月を250円、同年5月から同年9月までを750円（21年4月に法改正に伴う標準報酬月額等級表の改訂あり）とすることが妥当である。

- 4 一方、申立期間②のうち、昭和20年9月1日から21年3月30日までの期間については、乗船メモにも、申立人が乗っていた船名等の具体的な記載は無く、当時の勤務状況を確認できないことから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 21 日から 39 年 1 月 10 日まで

私は、結婚後もA社に勤務していたが、出産のため、昭和 36 年 6 月ごろから勤務を辞めた。社長から、「子供に手がかからなくなったら、また働いてほしい。」と言われたので、いずれは近所に住んでいる母親に長男を託して働こうと思い、厚生年金保険被保険者証を同社に預けた。

昭和 51 年 3 月に、妹に勧められて国民年金に加入した際に、厚生年金保険被保険者証をA社へ預けたままであったことを思い出し、同社に立ち寄ったところ、社長から再就職の誘いがあったので、同年 5 月に同社に再就職した。

社会保険事務所によると、出産前にA社で勤務していた期間について脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は、当時、子育てが落ち着いたら同社に再就職するつもりであったので、脱退手当金を受け取っていない。社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を出産により退職する際に、後に再就職するつもりであったため、同社に厚生年金保険被保険者証を預けたと主張しており、その供述に信ぴょう性が高いことから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとは考え難い上、社会保険庁の記録によると、申立人が同社に再就職した際、申立期間と同じ厚生年金保険被保険者記号番号で厚生年金保険の加入手続が行われていることが再就職後の厚生年金保険被保険者名簿で確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時、A社で社会保険関係事務を担当していた元従業員によると、当時、同社では、脱退手当金の代理請求は

行っていなかったと証言している。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 90 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社して以来、現在も継続勤務しているが、社会保険庁の記録によると、46年6月1日に資格喪失、同年7月1日に資格取得になっていることから、1か月の空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和45年4月1日から現在に至るまで、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和46年7月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる当時の書類が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月19日から27年12月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を24年12月19日、資格喪失日に係る記録を27年12月18日とし、当該期間の標準報酬月額を、24年12月から25年7月までは6,000円、同年8月から27年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月27日から27年12月18日まで

私は、昭和24年9月ごろから、進駐軍（B部隊）においてC職として勤務し、その後、D職に従事していた。当時、同事業所には日本人従業員が数千人勤務し、給与は県庁より支給されていたと記憶している。社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者期間が1か月しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 防衛局労務管理官室が保管する申立人に係る「連合国軍関係常用使用者登録票」（以下「登録票」という。）を見ると、昭和24年12月19日に雇入れとなり、E職に配属され、27年12月17日に退職していることが確認できる。

また、防衛局労務管理官室によると、「昭和23年から24年にかけて、国の制度として、進駐軍基地に勤務する日本人従業員の労務管理を行うため、国は該当する各都道府県に渉外労務管理事務所を設置し、24年4月1日から当該基地従業員に対し厚生年金保険の適用を開始していた。申立人については、F 渉外労務管理事務所が管轄するB部隊に勤務し、国の機関委任事務として、申立人に対し給与を支給していたことは明白であることから、当該

勤務した期間については、給与から厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然である。」としている。

なお、社会保険事務局が保管する進駐軍部隊に係る事業所台帳を見ると、「B」の名称の適用事業所について、G事業所及びA事業所の2事業所が確認できるが、登録票に記載されている申立人の配属先である「E」は、その記載内容からA事業所と考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和24年12月19日から27年12月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、防衛局労務管理官室が保管する申立人の登録票の基本給欄の記載から、昭和24年12月から25年7月までは6,000円、同年8月から27年11月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F 渉外労務管理事務所は既に無く、当該期間に係る厚生年金保険料の納付状況は確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考え難く、事業主は、当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年12月から27年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和24年10月27日から同年12月19日までの期間については、登録票の前職欄に「24年10月H事業所入社、11月退社」の記載が確認できる。

しかしながら、社会保険事務局が保管する進駐軍部隊に係る事業所台帳を見ると、「I事業所」という適用事業所が確認できるものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は確認できない。また、申立人は当時の元上司及び元同僚の氏名を正確に記憶していないため、当該期間に同事業所で被保険者資格を有する二人の元従業員を把握し、聞き取り調査を行ったが、二人とも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間及び勤務状況を確認することができない。

さらに、防衛局労務管理官室によると、「登録票に記載されているH事業所については、資料が残っていないため、社会保険庁の記録にある適用事業所としてのI事業所であったかどうかについてはわからない。」としている。

加えて、申立人が昭和24年10月27日から同年12月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関

連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和24年10月27日から同年12月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和46年7月25日）及び資格取得日（47年1月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月25日から47年1月1日まで
高校を卒業してA社に入社した。昭和47年4月30日に同社を退職するまで、一度も辞めたことはないのに、途中の期間の厚生年金保険の記録が消えているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校卒業後の昭和44年から47年4月末までA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同社において44年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年7月25日に同資格を喪失後、47年1月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、申立期間にA社をいったん退職したことはなく、同社の寮で同僚3人と一緒に生活していたと主張しているところ、同社の当時の事務担当者、事業主の息子（後の同社の事業主）、申立人と寮で一緒に生活していた元同僚二人及び申立人と同じ業務を担当していた後輩は、いずれも「申立人は、途中で退職したことはなく、申立期間に勤務していたことは間違い無い。」と証言している上、当該元事務担当者は、「申立期間についても、給料から厚生年金保険料を控除していたはずである。」とも証言している。

また、これらの元同僚等については、いずれもA社における被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月16日から同年6月1日まで

私は、昭和43年3月25日にA社に入社し、現在も継続勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和43年3月25日から現在に至るまで、継続して勤務し（53年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和53年4月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、納付したかどうかは不明であるとしているが、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日が昭和53年5月16日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月1日から48年5月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年11月1日、資格喪失日に係る記録を48年5月7日とし、47年11月から48年4月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年2月1日まで

私は、A社が事業に係る許可を受けた昭和47年8月ごろに、友人二人を誘って同社と一緒に入社し、49年1月末ごろまで継続して勤務していた。

もちろん、給与から社会保険料が控除され、健康保険証の交付も受けていたが、社会保険庁の記録によると、友人二人の厚生年金保険に係る加入記録はあるのに、私の厚生年金保険に係る加入記録だけが無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司及び元同僚の証言により、申立人がA社に1、2年ほど勤務していたことが推認できる上、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は、同社が雇用保険の適用事業所となった昭和48年2月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年5月6日に離職した旨が確認できることから、申立人は、少なくとも48年2月1日から同年5月6日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人は昭和47年8月ごろに友人二人と一緒に入社したとしているところ、申立人と一緒に入社したとする元同僚の一人(別の元同僚は死亡)は、申立人と一緒に入社したことを証言しており、社会保険庁の記録によると、当該元同僚は、A社において同年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の当時の役員によると、従業員については平等に扱っており、全員を社会保険に加入させていたとしている上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、調査対象とした申立人の元同僚13人全員が厚生年金保険に加入していること、及び当該13人のうち、申立人と一緒に入社した元同僚を含む計7人が、昭和47年11月1日に一斉に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても同日付けで被保険者資格を取得していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月1日から48年5月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の元同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、申立人の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年11月から48年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、上記期間（昭和47年11月1日から48年5月7日まで）以外の期間については、当時の複数の元同僚の証言及び社会保険事務所の記録から、事業主は従業員の入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる上、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことが認められる。

また、複数の元同僚の供述からは、明確な勤務期間について特定することができないことから、雇用保険の記録で確認できる昭和48年5月6日以降において、申立人が勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和19年2月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月19日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年8月19日まで

私は、A社（現在は、C社）B支店に昭和19年2月1日に入社し、終戦に伴い事業所が解散し退職するまで勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年2月1日にA社B支店に入社し、20年8月19日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所において、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社B支店に係る被保険者名簿については、社会保険事務所には一部しか保管されていない。

しかしながら、申立人は、A社B支店の業務内容などを具体的に記憶している上、申立人が記憶する元同僚（昭和19年4月1日被保険者資格を取得）によると、「申立人は、私が入社した際には既に勤務していた。」としており、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたと推認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、上記の元同僚は、被保険者名簿において記録が確認できないにもかかわらず、昭和20年8月19日までA社B支店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。加えて、同支店の退職者有志で設立された「D会」発行の「E」の名簿には、申立人の氏名が確認でき、同名簿に申立人と同じ部門の元従業員として記載されている5人について、社会保険庁の記録を見ると、そのうち4人は当該事業所に係る被保険者記録が確認できる。

一方、A社B支店の当時の被保険者名簿が保管されていないことについては、社会保険事務局によると、「A社B支店に限らず、当時軍事産業に関わったと

思われる大手企業の新規適用時の被保険者名簿は、大部分が保管されておらず、終戦後すぐに何らかの理由で持ち出されたのではないか。」としている。

また、A社B支店に係る被保険者資格を有する元同僚二人について、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録を見ると、備考欄に「全期間に対応する名簿（紛失）」の記載が確認でき、当該事業所に係る被保険者名簿が紛失していたことがうかがえる。

これらの事情を考え合わせると、被保険者名簿は何らかの事情により消失したものであると推認される。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の消失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時、保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が20年8月19日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、被保険者名簿を紛失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月27日から同年8月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を34年7月27日、資格喪失日に係る記録を同年8月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月から35年11月まで
② 昭和35年12月から36年5月まで

私は、中学校を卒業し、A社（現在は、B社）に勤務した（申立期間①）。次に、同社を退職した直後にC社に勤務した（申立期間②）。

両社合わせて2年ぐらい勤務したが、その期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が昭和34年11月4日付けで公共職業安定所に提出した「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、申立人を含む5人の氏名が失業保険被保険者番号順に記載されていることが確認できる。社会保険庁の記録によると、これらの元従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日は、i) 失業保険被保険者番号*の元従業員は同年7月9日、ii) 同番号*及び同番号*の元従業員は同年7月13日、iii) 同番号*の申立人は記録無し、iv) 同番号*の元従業員は同年7月27日となっていることから、申立人は、少なくとも、同年7月27日には、A社に勤務していたことが推認できる。また、上記の通知書によると、申立人の失業保険被保険者資格喪失日が同年8月8日と記載されていることから、申立人は、同資格喪失日の前日である同年8月7日まで同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者期間が1か月に満たない短期間であっても厚生年金保険の資格取得及び喪失の記録が確認できる上、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員19人中16人が、勤務していた期間と厚生年金被保険者期間は一致すると証言していることから、同社は、従業員の入退社に合わせて、厚生年金保険の資格取得届及び喪失届を適正に行い、すべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていたことが推認できることから、申立人においても、昭和34年7月27日から同年8月8日まで厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

加えて、申立期間①当時の事務担当者は、雇用保険のみに加入することはなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和34年7月27日から同年8月8日まで厚生年金保険に加入し、34年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和34年7月の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年7月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる、申立人と同年齢の被保険者の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に喪失届も提出されることになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和34年6月から同年7月27日までの期間及び同年8月8日から35年11月までの期間については、当該期間に勤務していた元従業員15人に聴取しても、申立人が当該期間においてA社で勤務していたこと、及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言等は得られない。

また、前述の「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日が昭和34年8月8日、喪失原因は「本人の申出による。」と記載されており、本人の小判型の押印が確認できる上、当時の事務担当者によると、退職日より前に雇用保険の資格を喪失させることはないとしている。

さらに、B社には申立人に関する資料等は残っておらず、申立人の在籍期間を確認することはできない。

3 申立期間②については、申立人は、C社に勤務していたと主張しており、実際に、その場所にC社（現在は、D社）は現存するものの、同社は、E業務はしていないとしており、申立人の主張と符合しない。

また、D社の現在の取締役によると、申立期間②当時は、工場に隣接する住居に居住し家業を手伝っていたので、在籍していた社員のことを知らないはずはなく、申立人のことは記憶していないとしている上、事務を手伝っていた当該取締役の妹も、申立人のことを記憶していないとしている。

さらに、元従業員9人に聴取しても、申立人がC社に在籍し、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

4 このほか、申立期間①のうちの昭和34年6月から同年7月27日までの期間及び同年8月8日から35年11月までの期間並びに申立期間②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうちの昭和34年6月から同年7月27日までの期間及び同年8月8日から35年11月までの期間並びに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から12年2月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年12月から5年8月まで22万円、同年9月から6年4月まで24万円、同年5月から同年10月まで26万円、同年11月から7年3月まで22万円、同年4月から同年12月まで24万円、8年1月から11年9月まで28万円、同年10月から12年2月まで32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月20日から12年2月まで

平成3年2月から16年2月までの期間について、私は、A社に在籍して厚生年金保険に加入しているが、会社が社会保険事務所へ、不当に低い標準報酬月額で届け出ていることが判明したので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料明細書、市・県民税額個人明細書及び源泉徴収票から、申立人は申立期間のうち、平成3年12月から12年2月までの期間について、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定

することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が所持している給料明細書等により確認又は推認できる保険料控除額から、3年12月から5年8月までを22万円、同年9月から6年4月までを24万円、同年5月から同年10月までを26万円、同年11月から7年3月までを22万円、同年4月から同年12月までを24万円、8年1月から11年9月までを28万円、同年10月から12年2月までを32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成3年12月から12年2月までの期間にわたり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年2月から同年11月までの期間については、申立人は給料明細書等を所持しておらず、当該事業所は、平成20年2月に事実上、営業を停止し、事業主の所在も不明であり、厚生年金保険料控除の関連資料は無く、供述を得ることができない上、ほかに厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和25年1月5日にA社(現在は、C社)に入社して以降、平成3年8月6日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、昭和29年4月1日付けで同社D支店から同社B支店に異動した際の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和25年1月5日から平成3年8月6日までの間、継続して勤務し(昭和29年4月1日にA社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年5月1日付けで標準報酬等級が変更になっており、A社B支店における資格取得日に係る標準報酬月額(9,000円)が標準報酬等級の変更前の最高等級(8,000円)を超えることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる当時の書類が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月22日から同年6月2日まで

A社C支店から本店本部に転勤するにあたり、当時1日も途切れたことが無いため、調査していただきますようお願いいたします。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び複数の元同僚の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和27年5月22日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店に係る昭和27年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年11月22日、資格喪失日は38年3月15日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年11月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から38年2月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月ごろから38年3月ごろまで

昭和36年8月24日にA社を退職したが、やはり同じ職場がいいと思い、同社に復職したいと申し出たところ、名字の表記を「B」に変えることを条件に復職することができた。その際、健康保険被保険者証をもらった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社をいったん退職した後、昭和36年11月ごろに復職したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録では、最初の勤務期間に相当する34年12月17日から36年8月24日までの厚生年金保険被保険者記録のみが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社C支店の被保険者原票を見ると、上記の被保険者記録のほかに、申立人と生年月日は相違するものの（昭和16年*月*日）、同姓同名（漢字の表記も同一）の被保険者記録（基礎年金番号に未統合の記録）が確認できる上、当該被保険者の資格取得日は36年11月22日、資格喪失日は38年3月15日と記載されており、申立期間とおおむね一致する。

また、A社が保管している社会保険の取得・喪失に係る記録帳を見ると、申立人については、社会保険庁のオンライン記録と一致する「昭和34年12月17日資格取得」の記録、及び上記未統合の記録と一致する「36年11月22日

資格取得」の二つの記録を確認できる上、申立人の生年月日はいずれも「昭和16年*月*日」となっており、上記未統合の記録と同じ生年月日となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿（上述の被保険者原票よりも前に作成されたもの）を見ると、申立人の「昭和34年12月17日資格取得」に係る記録において、申立人の生年月日が「16年*月*日」に正しく訂正（訂正前の日付は読取り不能）されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の被保険者記録であると考えられ、事業主は、申立人が昭和36年11月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び38年3月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和36年11月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から38年2月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

私は、時期は覚えていないが、父親がA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も婦人会の集金人を通じて家族と共に納付していたと聞いている。

平成9年ごろに、A町役場で年金加入記録を調べた際、役場窓口で申立期間の保険料納付を確認しており、また兄も20歳から父親が国民年金の加入手続きと国民年金保険料を納付しており、私の国民年金保険料も父親が間違い無く納付しているはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったところに、父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月5日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない上、A町役場の国民年金被保険者名簿の補記欄を見ると、申立人の国民年金の資格取得日は、厚生年金保険の資格喪失後の同年4月1日であるとの記載が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間である。

また、戸籍の附票を見ると、申立人は、20歳になった時にはB市に住民登録していることが確認でき、申立人が20歳になったところに申立人の父親がA町で申立人の国民年金の加入手続きを行うことができたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたと

する申立人の父親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から51年10月まで

私は、20歳になれば国民年金保険料を納付するものだと思っていた。私は家業の手伝いをしており、母親が私と姉夫婦の保険料を店に来てくれた集金人に納付してくれていた。それにもかかわらず、会社勤めするまでの間未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の実母が自身と姉夫婦と申立人の合計4人分の国民年金保険料を、店に来ていた集金人にまとめて納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録を見ると、4人がそろって国民年金保険料を納付している時期が見当たらず、それぞれに異なった未納期間が存在することが確認できる上、4人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期はそれぞれ異なっていることが確認でき、申立内容と相違する。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月12日に払い出されていることから、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から44年3月まで

私は、母が私の国民年金の加入手続と保険料の納付を行っていたことを記憶しており、社会情勢が不安になって年金記録の調査を行ったが、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が主張する昭和41年からの加入をうかがわせる記録は見当たらない上、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は44年8月27日に払い出されており、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であったとしており、法律上、申立期間の国民年金は強制加入とならない上、申立人の妹も、申立期間の一部の短期大学生であった間は、国民年金に未加入であることから、申立人の母親が当時の申立人の国民年金に任意加入して保険料を納付していたとまでは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる母親は、既に他界しているため、申立期間当時の状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はない。

また、昭和43年3月から46年9月までのうち、45年10月から46年9月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はないが、43年3月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和43年3月から46年9月まで

私は申立期間①はA機関に所属しており、共済組合に昭和30年3月30日から41年7月3日まで加入していたので、保険料を納めているはずがない。

また、申立期間②は、私が昭和51年2月にB市からC市に転居する際に、B市役所で転出手続をした時に、市役所職員が国民年金や税金や公共料金の納付漏れが無いか確認したところ、国民年金の未納があり、納付しないと転出証明は出さないとされたので保険料を一括納付したが、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の特例納付を申し出て納付した記憶はないと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びC市役所の記録から、申立期間①の国民年金保険料を昭和55年6月18日に特例納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①を含めた昭和30年3月から42年7月まで共済組合に加入していたため申立期間①の国民年金保険料を納付していないと主張しているものの、申立人は、国民年金の加入手続時に共済加入期間があることを申し出なかったとしている。このため、行政側は、申立期間①を

共済加入期間として把握できず、国民年金の強制加入期間として、認識してしまい、申立人の当時の未納期間のうち先に経過したものから前詰めする形で保険料を特例納付させたものと推認できることから、事務処理上の不自然さはうかがえず、申立期間①について、特例納付を行っていないとはいえない。

2 申立期間②について、申立人は国民年金保険料を昭和 51 年 2 月ごろに一括して納付したと主張しているが、申立期間②の一部には、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された 47 年 4 月ごろに過年度納付されたと思われる期間が含まれている。

また、申立人が納付したと主張している昭和 51 年 2 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができなかった期間である上、特例納付実施時期から外れており、特例納付もできない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①の国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はない。また、申立期間②のうち、45 年 10 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はないが、43 年 3 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 10 月 25 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務し、派遣された会社において業務を行っていたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 10 月 25 日までの間、A 社において継続して勤務し、派遣された会社において勤務していたとしているところ、当時の派遣先であった会社の経営者は、「昭和 42 年ごろ A 社から申立人が派遣されていた。」と証言しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社によると、A 社の経営権を引き継いだ C 社から経営権は引き継いだが、A 社に関する書類は引継ぎを受けていないとしており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する元従業員 7 人を把握し、当該元従業員から聞き取り調査を行ったが、すべての者が「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間に同社において在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない上、ほぼすべての元従業員は、試用期間があった旨の証言をしている。

さらに、上記の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 43 年 6 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 25 日に同資格を喪失した旨の記載が確認できるほか、同名簿には健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る

記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 12 月 5 日まで
平成 5 年 9 月 1 日から 7 年 3 月 21 日まで A 社に勤務しました。この 1 年半余りの期間、私は働くことが好きなのでずっと掃除をしていました。その間の年金記録が 3 か月というのは納得できません。調査の上、年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間中の平成 6 年 9 月 7 日から、A 社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、A 社は、既に廃業している上、申立期間当時の事業主の所在も不明であるため、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間同時に当該事業所に勤務していた元従業員 12 人に照会を行い、10 人から回答があったものの、申立人のことを記憶している者はおらず、6 人が、「試用期間があり、入社と同時に社会保険に加入してもらえなかった。」と回答しており、そのうち一人は、「試用期間は 3 か月であった。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない上、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日の約 3 か月後の平成 6 年 12 月 5 日であることが確認でき、上記の元従業員の証言は信ぴょう性が高いことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年12月31日まで
② 昭和32年4月1日から33年10月8日まで
③ 昭和33年12月17日から34年10月1日まで
④ 平成9年10月14日から14年4月1日まで

私は、高校を卒業してすぐに、昭和26年4月1日からA社で勤務したが、翌年の12月末に大学受験のため退職した。同社には、試験に合格して採用されたので、正規職員であり、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思う（申立期間①）。

昭和32年3月に大学を卒業後、翌年の司法試験に不合格となったので、その年の9月か10月にB社に入社した。同社を退職後は、7、8か月間、C社で事務員として勤務し、その後D社に勤務した。しかし、社会保険庁の記録によると、B社における厚生年金保険の加入期間が、昭和33年10月8日から同年12月17日までに限られており、その前後の記録が抜け落ちている（申立期間②及び③）。

平成元年7月からはE社で勤務（名目上、子会社のF社の社員とされていた時期を含む。）していたが、社会保険庁の記録によると、9年10月14日から14年4月1日までの厚生年金保険の加入期間が抜け落ちている。このことについては、社会保険事務所で、14年4月1日までは、65歳以降は厚生年金の被保険者になることはできなかったと説明を受けた。しかし、私は、給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、当時の経理担当役員も、私が厚生年金の受給権者であることを知らずに厚生年金保険料を控除したのではないかと言っている（申立期間④）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された資料に、申立人の採用日は昭和26年5月16日、退職日は28年1月15日と記載されていることから、申立人が26年5月16日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社の厚生年金保険新規適用日は、申立期間①の終期から約7年後の昭和35年4月11日であることが確認でき、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であることが確認できる。

また、申立人が試験に合格していたことは、合格証により確認できることから、申立人がA社で勤務していた期間は共済組合の組合員であり、厚生年金保険の被保険者ではなかった可能性が高いものと考えられる。

2 申立期間②及び③については、申立人は、昭和32年3月に大学を卒業後、翌年の司法試験に不合格となったので、その年の9月か10月にB社に入社し、同社を退職後は、C社に7、8か月間勤務した後にD社に入社（社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得日は34年10月1日）したとしている。

また、申立期間②及び③においてB社で勤務していたことが確認できる申立人の元同僚は、「申立人より先に入社して、後に退職した。」としており、申立人もこのことを認めているところ、当該元同僚は、自身のB社における在籍期間は、厚生年金保険被保険者期間と同じ昭和33年8月1日から34年3月21日までであるとしている。

これらのことから、申立人のB社への入社は昭和33年9月又は10月、退職は34年の1月か2月ごろであると推認でき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間（33年10月8日から同年12月17日まで）とほぼ一致する。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間②及び③において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無く、記録に不自然な点は見当たらない。

3 申立期間④については、社会保険庁の健康保険の加入記録及び公共職業安定所の雇用保険の加入記録から、申立人がF社及びE社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間④の始期である平成9年*月*日の時点で65歳に達したために、当時の厚生年金保険法の規定により厚生年金保険の強制被保険者ではなくなったものである。また、当該期間の終期である14年4月1日からは、厚生年金保険法の改正により、強制被保険者年齢要件が70歳に達する日の前日までとなったため、被保険者資格を取得したものである。社会保険庁の記録において、当該期間が被保険者期間でないことは、制度上、適正であると認められる上、社会保険事務所によるこれら被保険者資格の喪失及び取得の事務処理について、不適切な点も見当たらない。

さらに、社会保険業務センターが管理している債権記録リストにより、申立期間④の終期である平成14年3月分及び同年4月分について、社会保険事務所がE社に請求した厚生年金保険料請求金額を見ると、いずれの月も在籍者総数分を誤り無く請求しており、申立人に係る厚生年金保険料については、14年3月分は請求せず、4月分は請求していたことが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 20 日から 26 年 2 月 28 日まで
② 昭和 26 年 6 月 6 日から 28 年 8 月 31 日まで

亡夫は昭和 21 年 8 月 20 日から A 社 B 支店に入社し、26 年 2 月 28 日まで出張して勤務していたはずです。また、C 社には、昭和 26 年 6 月 6 日から 32 年 9 月 30 日まで勤務しておりましたから、厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。よく調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管していた資料等により、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務局によると、申立人が保管していた昭和 24 年の労働者災害補償保険確定保険料算定基礎報告書に記載されている「D、A 社 B 支店」が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できないとしている上、申立期間①当時、E 社会保険事務所の管轄であった A 社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社本社は 21 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、上記の労働者災害補償保険確定保険料算定基礎報告書に記載されている同社 B 支店の事務担当者が申立期間①の終期に当たる 26 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることは確認できるものの、申立人については確認できない。

また、上記の A 社本社及び平成 21 年に当該 A 社の商号譲渡を受け、現在、A 社 (平成 18 年に設立) は、共に申立期間①に係る書類等は保存していないとしており、申立期間①当時の状況が不明である。

さらに、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる37人に、同社B支店の厚生年金保険の加入状況等について照会し、30人から回答があったものの、申立てに係る事実や当時の状況について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人の元同僚等の証言及び申立人が保管していた資料により、申立人は当該期間についてC社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、C社は、昭和28年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、申立人と同様に26年ごろから当該事業所にて勤務していたと証言している元同僚3人についても、28年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、F社（当時は、C社）によると、申立期間②に関する書類等は保存されておらず、当時のことは不明であるとしている上、申立期間②当時の給与計算担当者は既に死亡しており、当時の厚生年金保険料控除等の事務取扱いについて確認することができず、申立てに係る事実や当時の状況について確認することができない。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和28年9月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している17人のうち、住所が確認できた4人に申立期間②における厚生年金保険料の控除の有無について照会し、3人から回答があったものの、当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

- 3 このほか、申立人は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 15 日から 29 年 5 月 10 日まで
② 昭和 29 年 5 月 20 日から 30 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 5 月 16 日から同年 8 月 29 日まで
④ 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 4 月 20 日まで

私は、高校を卒業後、叔父の紹介などにより、いくつかの事業所に勤務してきた。

A社は、B社を退職後すぐに勤めた事業所であり（申立期間①）、C社には、昭和 29 年 5 月から勤務し（申立期間②）、D社本店には、E社に勤めた後の 31 年 5 月から 3 か月間勤務した（申立期間③）。また、F社には、39 年 7 月から勤めていた（申立期間④）。

これらの職歴については、私が自営業を始める前の昭和 42 年ごろ、自分の記憶に基づき記録したメモが残っており、私がこれらの会社に勤務していたことは明らかなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間とほぼ同時期にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元同僚とは別に、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の前後を通じて厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員を把握し、申立期間当時の状況を6人に照会した結果、複数の元従業員は、「申立人のことは覚えていない。当時の社員数は30人から40人程度であったので、申立人が正社員であったとすれば覚えているはずであるが、短期間だけ従事していた社員であったとすると、

頻繁に出入りがあるので覚えていない。」「入社当初は見習い期間があり、すぐには厚生年金保険に加入していない。」とそれぞれ証言しており、同社は、短期間の社員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。このことから、申立人については、同社で社員として勤務していたものの、短期雇用であったため厚生年金保険に加入していなかった可能性が高い。

さらに、上記のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年6月1日より前の期間であり、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。また、社会保険庁の記録によると、同日より前から同社に在籍していたと供述している元従業員13人すべてが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記13人の中には、C社の設立当時の昭和25年1月19日に入社し、以降37年間勤務していたとする元従業員も含まれており、当該元従業員によると、同社の社史に記録されている歴代全従業員の名簿に申立人の名前は無かったと証言している。

- 3 申立期間③については、申立人はD社本店に在籍していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間を含む昭和31年4月9日から同年11月1日まで、同社ではなく、G社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間③において、上記の事業所に勤務していた元従業員に書面調査をしたところ、G社の元従業員5人のうち2人が申立人のことを記憶していたが、D社本店の元従業員19人の中には、申立人のことを記憶していた者はいなかった。

さらに、申立期間③は3か月間であるが、上記のD社本店の元従業員19人のうちの5人が、申立期間当時、同社では、3か月から6か月程度の試用期間があった旨を証言している。

- 4 申立期間④については、F社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和50年3月25日より前の期間である上、現在の同社の代表取締役によると、「当該期間については、厚生年金保険の加入手続はしておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言しており、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

- 5 このほか、申立期間①から④までの申立てに係る事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立人が申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から21年11月まで

私は、学校を昭和19年3月に卒業し、同校から学徒動員によりA社に派遣され、最初は実務、後に経理事務を担当していた。社会保険事務所によると、申立期間に健康保険に加入している記録が残っているとのことであるが、それであれば厚生年金保険にも加入していると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同級生の証言から、申立人は勤労働員学徒としてB社で勤務していたことが推認できるところ、社会保険事務所が保管しているB社(C社と併記あり)の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人については、「昭和19年7月1日資格取得、20年8月19日資格喪失」した旨記録されているが、健康保険の番号だけが記入されていることから、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる上、当該名簿においては同様の記録の者が多数確認でき、これらの者については「学徒」との記載も散見される。

また、B社では、「当社の社史によると『昭和27年3月C社に出資し、D社を設立』と記されているものの、当社ではこれらの会社の関係資料を管理していないため、申立人の勤務状況等について調査できない。」としており、申立人の申立期間当時の勤務状況が明らかでない上、申立人の元同僚二人は、「学徒動員中は、会社から直接給与を支給されず、学校から分配されていた。明細書などは無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と証言している。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人が健康保険の被保険者資格を喪失した日とされている昭和20年8月19日から21年11月までの期間につい

ては、当該被保険者名簿に申立人の氏名の記載を確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

なお、勤労働員学徒については、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、健康保険法における「事業所に使用される者」と解することは適当であるが、労働者年金法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。